

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、ソーシャルメディアの利活用等について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月8日

香川県監査委員	三	谷	和	夫
同	大	西		均
同	香	川	芳	文
同	森		裕	行